

規制シート(様式)

170198700630001

平成28年12月22日

規制の名称	集落地区計画の区域内における行為の届出等	所管府省	国土交通省、農林水産省
根拠法令等	集落地域整備法(昭和62年法律第63号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	都市局都市計画課長 宇野善昌 農村振興局農村計画課長 前島明成
規制目的	土地利用の状況等からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要であると認められる集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進するための措置を講じ、もってその地域の振興と秩序ある整備に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	集落地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物等の建築行為等を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類、場所、設計・施行方法、着手予定日等を市町村長に届け出なければならない。市町村長が届出に係る行為が集落地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、設計の変更その他の必要な措置を執ることを勧告すること等ができる。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	集落地区計画に関する都市計画は15件決定されている。(平成26年3月31日時点)集落地区計画の区域内における土地の区画形質の変更、建築物等の建築行為等を届出制とし、市町村長が届出に係る行為が集落地区計画に適合しないと認めるときは勧告を行うことにより、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ることが可能となっているため、今後も引き続き当該規制を維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		